

薩摩川内市

SDGs・カーボンニュートラル登録制度

のQ&A



令和5年1月策定
令和5年4月変更
鹿児島県薩摩川内市



目次

1. 制度について	- 2 -
2. 登録について	- 3 -
3. 登録の通知について	- 4 -
4. 登録内容の変更について	- 4 -
5. 登録の辞退について	- 5 -
6. 登録の更新について	- 5 -



1. 制度について

Q 1 本制度の目的は何ですか。

A 1 市内企業・団体等のSDG sの取組を見える化し、SDG s及びカーボンニュートラル達成に向けた市内企業・団体等による連携を図ることで、更なる取組の推進及び取組の裾野の拡大及び市内におけるSDG s及びカーボンニュートラルの取組の活性化につなげることを目的としています。

新たにSDG s・カーボンニュートラルに取り組み始める事業者から、既に取り組んでいる事業者まで間口を広げ、市全体の機運を高め、事業者の取組を可視化することを目的としています。

Q 2 申請要件は何ですか。

A 2 制度の対象となる事業者の要件は、SDG sパートナー制度の対象となる市内企業等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならないものとします。

薩摩川内市SDG s・カーボンニュートラル登録制度実施要綱

第3条 SDG sパートナー制度の対象となる市内企業等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に本社、支店、事業所等を有し、市内で事業活動を行う企業、法人、NPO団体、市民団体、教育・研究機関、個人事業主等又は本市と包括連携協定を結んでいる企業・団体等であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (3) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

Q 3 本制度に登録するメリットは何ですか。



A 3 薩摩川内SDG s チャレンジパートナーに登録することによるメリットとして、

- ・市HP等による紹介
- ・「薩摩川内SDG s チャレンジパートナー」の呼称を使用できる
- ・薩摩川内SDG s チャレンジロゴマークを活用することができる

※薩摩川内SDG s チャレンジロゴマークの活用については、別途申請が必要です。

Q 4 登録後に、ロゴマークを活用したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 4 別途、申請書等をご提出いただく必要があります。
詳しくは市HPをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1668389125688/index.html>

Q 5 申請に費用はかかりますか。

A 5 かかりません。無料です。

2. 登録について

Q 6 募集はいつするのですか。

A 6 4半期に一度、1カ月程度の募集期間をとる予定です。

Q 7 申請書や宣誓書に記載した内容はどこかに公表されるのですか。

Q 7 市HP等で、薩摩川内市SDG s チャレンジパートナーを紹介する際に、記載の内容を基に紹介させていただきます。

Q 8 市内に複数の支店、営業所等がある場合、それぞれの支店等で申請が必要ですか。

A 8 市内の複数の支店、営業所等が統一したSDG s の取組をしている場合は、代表となる支店、営業所等の申請で足りります。

ただし、支店、営業所等によってSDG s の取組が異なる場合は、別々で申請いただくことが望ましいです。

また、複数の支店、営業所等を代表して申請を行った場合、登録証の発行は1申請につき1通（申請書に記載された企業・団体名および代表者名で1通の発行）となりますのでご注意ください。

Q 9 申請時点では具体的な取組は行っていないが、申請を機に取り組み始めたい



と考えている場合、申請は可能ですか。

A 9 可能です。

ただし、申請された内容は、市HP等で公表するほか、薩摩川内市SDGs・カーボンニュートラル登録制度実施要綱 第11条に基づき、取組状況の把握を行うこともありますので、申請された内容については、取組を実施されますようお願いいたします。

Q10 様式第1号「薩摩川内SDGsチャレンジパートナー登録申請書」の「業種」の項目はどのように記載したらいいですか。

A10 「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）（平成26年4月1日施行）」により記載ください。

3. 登録の通知について

Q11 申請結果はどのようにして知ることができますか。

A11 「薩摩川内SDGsチャレンジパートナー結果通知書」を送付します。

Q12 申請をしてから結果が分かるまでどのくらいかかりますか。

A12 申請件数によりますが、申請締め切りから1カ月程度を予定しています。

4. 登録内容の変更について

Q13 登録内容が変更になった際は、どのような手続きが必要ですか。

A13 登録内容が変更になった際は、薩摩川内SDGsチャレンジパートナー変更届出書（様式第5号）を提出してください。

Q14 変更届出書を提出しなければならないのはどのような場合ですか。

A14 登録手続きの際に提出した以下の様式に記載のある内容に変更が生じた場合は、変更手続きを行ってください。

- ・ 薩摩川内SDGsチャレンジパートナー登録申請書（様式第1号）
- ・ 薩摩川内SDGsチャレンジパートナー宣言書（様式第2号）

Q15 HPに記載している内容を変更したいのですがどうしたらよいのですか。



A15 HPに記載している内容は、登録手続きの際に提出された以下の書類を参考に記載しています。

- ・薩摩川内SDGsチャレンジパートナー登録申請書（様式第1号）
- ・薩摩川内SDGsチャレンジパートナー宣言書（様式第2号）

そのため、HPの掲載内容を変更したい場合は、変更届出書をご提出ください。

5. 登録の辞退について

Q16 申請を行い、登録決定の通知がきましたが、登録要件を満たさなくなった場合、どのような手続きが必要ですか。

A16 登録要件を満たさなくなった場合や、登録を継続する意思がない場合は、薩摩川内SDGsチャレンジパートナー辞退届出書（様式第6号）を提出してください。

6. 登録の更新について

Q17 登録期間は3年間ということですが、登録更新の時期になったら何か通知が来るのでしょうか。

A17 通知等はありません。

登録書に登録期限が記載されていますので、再度登録を希望される際は、SDGs取組内容等に修正が無いか確認し、再度申請を行ってください。

